

中小企業経営者の  
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

# 安心の材料をご提供します。

## 小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

**契約者貸付けの利用が可能**  
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします

**共済金の受給権は差押禁止**

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外には差押禁止債権として保護されます。



## 経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

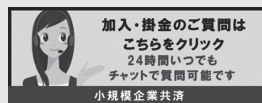
- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**  
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**  
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**  
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から  
会社を守る制度です！

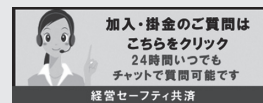


24時間・  
365日  
お問い合わせ  
可能に  
なりました

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問は  
こちらをクリック  
24時間いつでも  
チャットで質問可能です  
小規模企業共済



加入・掛金のご質問は  
こちらをクリック  
24時間いつでも  
チャットで質問可能です  
経営セーフティ共済



独立行政法人 中小企業基盤整備機構

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)